

父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1となります（民900四ただし書）。

第3 法定相続情報一覧図に記載する相続人

1 配偶者

被相続人の配偶者は、常に相続人となります（Case 1 ほか参照）。この場合、次の2～7の相続人がいるときは、当該相続人と同順位で相続人となります（民890）。

2 子（第一順位）

被相続人の子は、第一順位の相続人となります（民887①）。被相続人の子であれば、実子だけでなく、養子の場合も含まれます（Case 2、Case 6 ほか参照）。

3 子の代襲相続人

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡し又は相続欠格事由の該当や廃除を受けている場合には、被相続人の直系卑属である当該子の子が代襲して相続人となります（民887②）（Case 37 ほか参照）。ただし、被相続人の子が養子であった場合、その養子縁組前に生まれた養子の子は、被相続人の直系卑属に該当しないことから代襲相続人とはなりません（民887②ただし書）。

また、子の代襲相続人が相続の開始以前に死亡し又は相続欠格事由の該当や廃除によって代襲相続権を失った場合には再代襲することになります（民887③）。

4 直系尊属（第二順位）

被相続人の直系尊属は、被相続人の子や直系卑属といった第一順位の相続人となるべき者がいない場合に第二順位の相続人となります（民889①一）（Case 9 ほか参照）。親等の異なる者がいる場合には、親等の近い者から順次相続人となります（民889①一ただし書）。

5 兄弟姉妹（第三順位）

被相続人の兄弟姉妹は、被相続人の子及び直系卑属並びに直系尊属の全てに相続人

となるべき者がいない場合に第三順位として相続人となります（民889①二）（Case12ほか参照）。

6 兄弟姉妹の代襲相続人

兄弟姉妹が第三順位の相続人となる場合において、当該兄弟姉妹が被相続人の死亡より先に死亡し又は相続欠格事由に該当している場合には、当該兄弟姉妹の子が代襲して相続人となります（民889②）（Case17ほか参照）。なお、兄弟姉妹の代襲については、これを規定した民法889条2項の規定が、直系卑属の再代襲を規定した同法887条3項の規定を準用していないことから再代襲されず、甥・姪までの一代限りとなります。

ただし、昭和56年1月1日施行の民法の一部改正前は上記民法889条2項の規定が887条3項の規定を準用していたことから、昭和55年12月31日以前に開始した相続については、兄弟姉妹の直系卑属にも再代襲が認められていたことには注意する必要があります。

7 胎児

相続人は、相続開始時に現に生存している人である必要がありますが、例外として、胎児は、相続については、既に生まれたものとみなされます（民886①）。しかし、一覧図に記載される相続人は、戸籍の記載から明らかになる者に限られることから、胎児がいたとしても法定相続人として一覧図に記載することはできません。この場合、その後胎児が生まれたときは、一覧図の保管及び交付の申出を再度することになります（基本通達第2-9）。

8 相続放棄

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続の放棄ができる旨を規定しています（民915）。相続放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされます（民939）。

ただし、一覧図は、あくまでも戸除籍謄抄本の記載から判明する相続関係を表すものであることから、戸籍に記載されない相続放棄は一覧図にはその旨を記載できません。そのため通常の相続人として記載することになります。この場合、一覧図の写しを利用して相続手続をするときは、当該一覧図の写しと共に相続放棄申述受理証明書を提出して相続手続をすることになります。

9 推定相続人の廃除

民法892条及び893条は、兄弟姉妹以外の推定相続人について廃除の手続を規定しています。廃除された推定相続人は相続人となることはできません。

一覧図は、戸除籍謄抄本の記載から判明する相続関係を表すものです。推定相続人の廃除の裁判が確定したときは、その旨が戸籍に記載されることとなります。そのため、一覧図には廃除された推定相続人は記載しません（基本通達第2 3(3)キ）。

なお、廃除された推定相続人に代襲者がいる場合、代襲者を記載する過程で廃除された推定相続人を「被代襲者」として表記することになりますが、その場合でも廃除された推定相続人の氏名は記載しません。

10 相続欠格

民法891条は相続人の欠格事由を定めています。これに該当する者は、相続人となることはできません。ただし、一覧図は、あくまでも戸除籍謄抄本の記載から判明する相続関係を表すものであるため、戸籍に記載されない相続欠格は一覧図にはその旨を記載できません。そのため通常の相続人として記載することとなります。この場合、一覧図の写しを利用して相続手続をするときは、当該一覧図の写しと共に確定判決の謄本等を提出して相続手続をすることとなります。

11 同時死亡

民法32条の2では、「数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。」とされており、この場合、死亡者相互間では相続は生じないこととされています。したがって、同時に死亡した者相互間では、他の者が相続開始前に死亡した場合と同様、当該他の者は一覧図には記載しません。

ただし、例えば親子が同時に死亡した場合において孫などの直系卑属がいるときは、当該親子間では相続は生じませんが、当該孫などの直系卑属は代襲相続人になります（民887②）。これは、昭和37年の民法の一部改正で、「被相続人の子が、相続の『開始前』に死亡したとき……」という文言が『開始以前』と改められ、この中に同時死亡の場合も含むとされたためです。したがって、このような場合は、当該子について、「被代襲者（年月日死亡）」などと記載した上で、当該孫を代襲者として記載します。なお、死亡による代襲の場合は、被代襲者の氏名を具体的に記載しても差し支えありません。

Case16 列挙形式（配偶者のほか、同父母の兄弟姉妹及び異父母の兄弟姉妹がいる場合）

作成時のポイント

被相続人 春野太郎 法定相続情報	
最後の住所	○県○市○町○番○号
最後の本籍	○県○市○町○番地
出生	昭和○年○月○日
死亡	令和○年○月○日
(被相続人)	春野太郎
住所	○県○市○町○番○号
出生	昭和○年○月○日
(妻)	春野花子(申出人)
住所	○県○市○町○番○号
出生	昭和○年○月○日
(父母の双方を同じくする弟)	春野松男
住所	○県○市○町○番○号
出生	昭和○年○月○日
(父母の双方を同じくする弟)	春野竹男
住所	○県○市○町○番○号
出生	昭和○年○月○日
(父母の一方を同じくする妹)	秋山夏子
以下余白	
作成日：令和○年○月○日 作成者：司法書士 ○○○○ 印 事務所：○県○市○町○番○号	

1 一覧図の写しの利用目的が兄弟姉妹の同父母・異父母の別を示す必要のないときまで当該事項を記載していないか

2 ①住民票の除票又は戸籍の附票記載のとおり正確な住所が記載されているか
②最後の住所が確認できない場合、又は任意で最後の本籍を併記する場合、戸籍記載のとおり正確な本籍地が記載されているか

3 ①申出人の表示があるか
②相続分の表示や遺産分割、相続放棄の表示、相続開始後に死亡した相続人の死亡年月日など、不要な表示がないか
③相続開始前に死亡した推定相続人や廃除された推定相続人が記載されていないか
④相続人の続柄の表示が被相続人との続柄となっているか

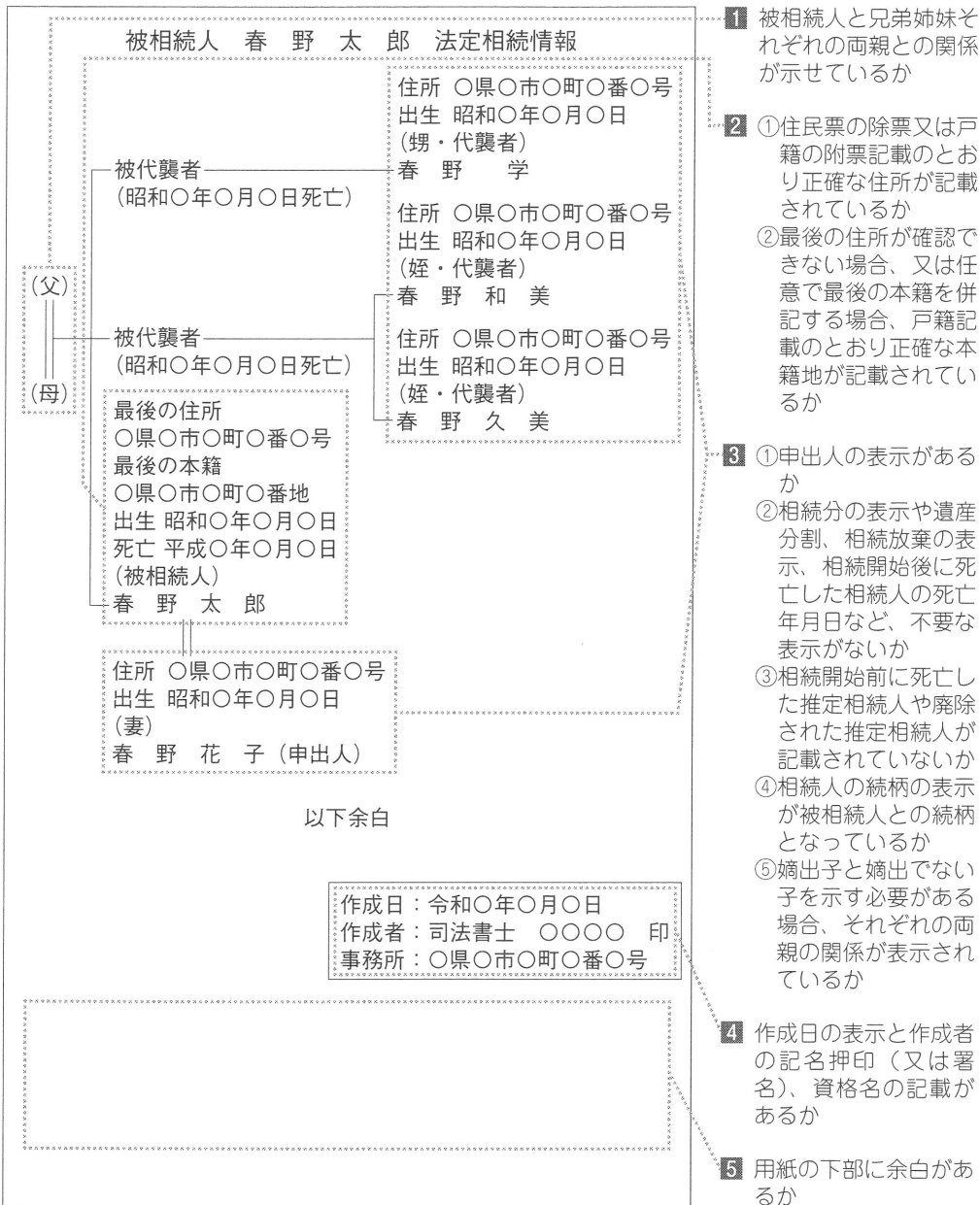
4 作成日の表示と作成者の記名押印（又は署名）、資格名の記載があるか

5 用紙の下部に余白があるか

5 法定相続人が配偶者及び甥・姪である場合

Case17 配偶者のほか、甥・姪がいる場合

作成時のポイント



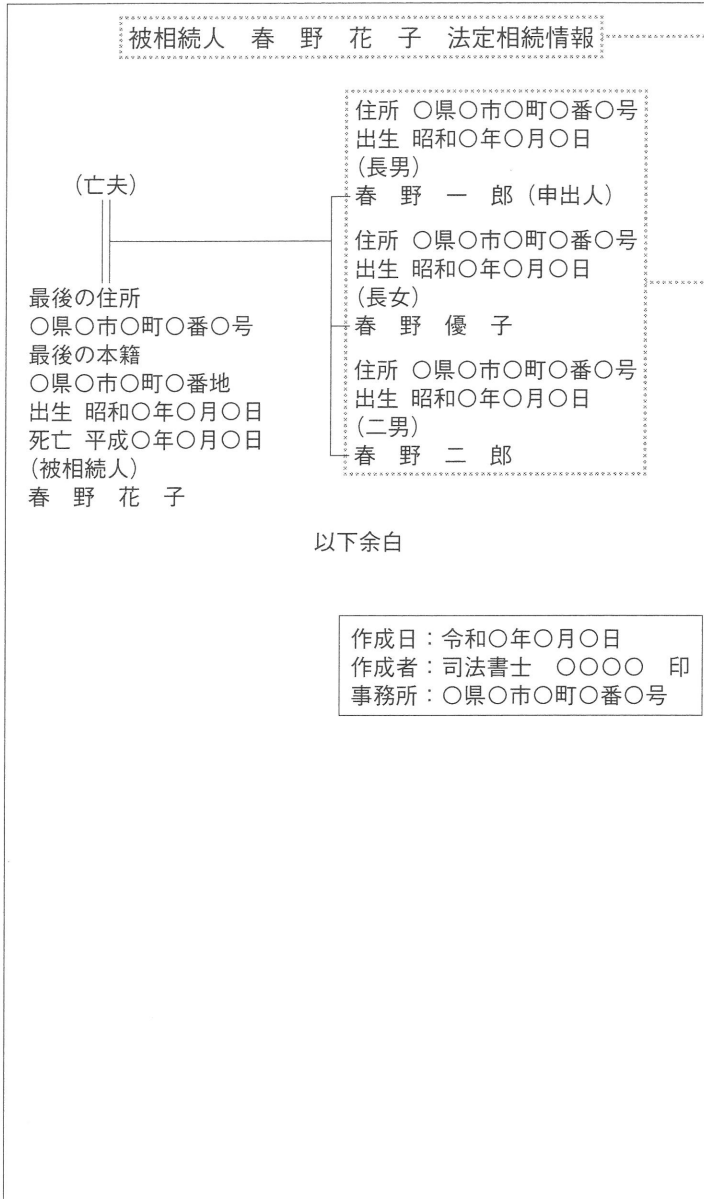
11 数次相続が生じている場合

Case39 数次相続が生じている場合（相続発生後、被相続人の配偶者が死亡している場合）

作成時のポイント

被相続人 春野太郎 法定相続情報	
最後の住所 ○県○市○町○番○号 最後の本籍 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 死亡 平成○年○月○日 (被相続人) 春野太郎	住所 ○県○市○町○番○号 出生 昭和○年○月○日 (長男) 春野一郎 (申出人) 住所 ○県○市○町○番○号 出生 昭和○年○月○日 (長女) 春野優子 住所 ○県○市○町○番○号 出生 昭和○年○月○日 (二男) 春野二郎
住所 ○県○市○町○番○号 出生 昭和○年○月○日 (妻) 春野花子	
以下余白	
作成日：令和○年○月○日 作成者：司法書士 ○○○○ 印 事務所：○県○市○町○番○号	

- 1 ①住民票の除票又は戸籍の附票記載のとおり正確な住所が記載されているか
 ②最後の住所が確認できない場合、又は任意で最後の本籍を併記する場合、戸籍記載のとおり正確な本籍地が記載されているか
- 2 ①申出人の表示があるか
 ②相続分の表示や遺産分割、相続放棄の表示、相続開始後に死亡した相続人の死亡年月日など、不要な表示がないか
 ③相続開始前に死亡した推定相続人や廃除された推定相続人が記載されていないか
- 3 作成日の表示と作成者の記名押印（又は署名）、資格名の記載があるか
- 4 用紙の下部に余白があるか



5 被相続人春野太郎の一覧図と別々に作成しているか

6 被相続人春野花子の死亡時に既に死亡している者が含まれていないか

ポイント解説

1 被相続人の表示

1 被相続人の表示項目

被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日を記載し、被相続人の氏名には「被相続人」と併記します（規則247①一、基本通達第2 3(3)イ）。また、申出人の任意により、最後の住所に並べて最後の本籍を記載することもできます。

2 住所の表示

最後の住所は、住民票の除票（又は戸籍の附票）により確認して記載します。

また、申出人の任意により、最後の住所に並べて最後の本籍を記載することもできますが、住民票の除票等が市区町村において廃棄されている場合は、被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を必ず記載しなければなりません（基本通達第2 3(3)コ）。

3 戸籍記載の氏名が誤字・俗字の場合

戸籍に記載されている被相続人や相続人の氏名が誤字・俗字である場合、一覧図に記載する氏名は、戸籍に記載のある文字と正字に引き直された文字のいずれでも差し支えないとされています。

2 相続人の表示

1 申出人の表示

一覧図の保管及び交付の申出ができるのは、相続人又は当該相続人の地位を相続により承継した者に限定されています。一覧図には申出人が記名することとされていますが、申出人が相続人として記載されている場合は、一覧図への申出人の記名は、当該相続人の氏名に「申出人」と併記することでも差し支えないとされています（規則247③一、基本通達第2 3(3)エ）。

2 相続人の表示項目

相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄を記載します（規則247①二）。また、申出人の任意により、相続人の住所を記載することもできます。記載する場合は、住民票（又は戸籍の附票）等にあるとおり記載し、住民票等の提出が必要になります（規則247④）。

3 続柄の表示

(1) 続柄の表示方法

続柄の表示については、戸籍に記載される続柄を記載します。

したがって、被相続人の配偶者であれば「夫」や「妻」、子であれば「長男」、「長女」、「養子」などとします。

ただし、申出人の任意により、被相続人の配偶者が相続人である場合にその続柄を「配偶者」としたり、同じく子である場合に「子」とすることも差し支えないとされています（基本通達第2 3(3)ウ）。

(2) 特別養子の表示方法

特別養子の場合、戸籍に記載される続柄は「長男」、「長女」等となります。したがって、特別養子についても、原則どおり戸籍に記載される続柄を記載することになります。ただし、申出人の任意により「子」とすることも差し支えないとされています（基本通達第2 3(3)ウ）。

(3) 相続人たる子の表示方法

相続人たる子について、「実子」と記載することは認められていません。相続手続によっては、実子ではないが実子とみなされる者（特別養子）がいる場合があるところ、一般的に「実子」と記載した場合にこれが実子とみなされる者までを含む表現であるかどうかについては、必ずしも定着した取扱いがないと考えられています。そのため、「実子」と記載した場合には、戸籍に記載される続柄又は「子」に訂正を求められることとなります。

(4) 相続人に嫡出でない子がいる場合の表示方法

相続人に嫡出でない子がおり、戸籍においては当該子の父母との続柄が「男」や「女」となっている場合、被相続人との続柄の表記については、原則として、戸籍の記載に基づき「男」や「女」と記載しますが、申出人の任意により「子」とすることも差し支えないとされています。ただし、「長男」や「二女」と記載した場合は、訂正を求められることとなります。

なお、平成16年11月1日から、戸籍における嫡出でない子の父母との続柄欄の記載が、「男」や「女」でなく、「長男（長女）」、「二男（二女）」等と記載されることとなりました。

また、既に戸籍に記載されている嫡出でない子について、その父母との続柄欄の「男」又は「女」の記載を、「長男（二男）」、「長女（二女）」等に更正する申出をした場合は、続柄欄の記載が更正されることとなりました（平16・11・1民一3008）。

そのため、このような戸籍を添付する場合は、嫡出でない子であっても、「長男（二男）」、「長女（二女）」等と記載します。

4 戸籍記載の氏名が誤字・俗字の場合

1 3参照

必要書類

※内容が重複するもの又は他の者に係る証明書等で兼ねることができるものについては、重ねて取得する必要はありません。

書類名	必要な場合	取得先	<input checked="" type="checkbox"/>
① 被相続人春野太郎の出生から死亡までの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・除籍全部事項証明書（除籍謄本）	必須	本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
② 被相続人春野花子の出生から死亡までの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・除籍全部事項証明書（除籍謄本）	必須	本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
③ ①②の一部が滅失しているときは、「除籍等の謄本が交付できない」旨の証明書	①②の一部が滅失している場合	本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
④ 被相続人春野太郎の住民票の除票の写し（又は戸籍の附票の写し） ※廃棄されている場合は、一覧図には被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を記載する。	必須	最後の住所地の市区町村役場（戸籍の附票の写しの場合は、本籍地の市区町村役場）	<input type="checkbox"/>
⑤ 被相続人春野花子の住民票の除票の写し（又は戸籍の附票の写し） ※廃棄されている場合は、一覧図には被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を記載する。	必須	最後の住所地の市区町村役場（戸籍の附票の写しの場合は、本籍地の市区町村役場）	<input type="checkbox"/>
⑥ 相続人である子全員の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）	必須	本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑦ 申出人の氏名・住所を確認できる公的証明書 （⑧と兼ねることができる。また、運転免許証や健康保険証でもよい。ただし、写しの場合は申出人の原本証明が必要。）	必須	—	<input type="checkbox"/>
⑧ 相続人である子全員の住民票の写し（又は戸籍の附票の写し）	一覧図に相続人の住所を記載する場合	住所地の市区町村役場（戸籍の附票の写しの場合）	<input type="checkbox"/>

		合は、本籍地の 市区町村役場)	
⑨ 委任状	委任による代理人 が申出 процедуруする 場合	作 成	<input type="checkbox"/>
⑩ 土業団体所定の身分証明書の写し	戸籍法10条の2第3 項に掲げる者（た だし、個人）が代 理人となる場合	—	<input type="checkbox"/>
⑪ 土業法人の登記事項証明書	土業法人が代理人 となる場合	法務局	<input type="checkbox"/>